

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公開番号】特開2004-222277(P2004-222277A)

【公開日】平成16年8月5日(2004.8.5)

【年通号数】公開・登録公報2004-030

【出願番号】特願2004-2499(P2004-2499)

【国際特許分類】

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

【F I】

H 0 4 N 1/00 1 0 7 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月19日(2006.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

関連する文書読取装置から画像データを受信するのに適した手段と、個々の関連したエージェントに対して、個々のデータ転送信号は選択されたデータ転送フォーマットのデータ形式を含んでいてこの選択されたデータ転送フォーマットは個々のエージェントに対して同一となっている、関連データ転送信号を選択するため適した手段と、各エージェントへのデータ転送選択信号に従って関連する文書読取装置から各関連エージェントに、データ転送システムを介して画像データが文書読取装置から個々のエージェントに連続して転送されるように、画像を転送するのに適した手段とからなる文書読取装置から複数の関連エージェントに画像データを転送するためのシステム。

【請求項2】

各エージェントに画像データを転送するための順番が文書読取装置により決定される請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

各エージェントに画像データを転送するための順番がそれ以前のエージェントにより決定される請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

文書読取装置から文書読取装置コントローラに画像データを転送することに適した手段、および個々のエージェントに対するデータ転送信号に従って文書読取装置コントローラから個々の関連エージェントに画像データを転送することに適した手段をさらに含む請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

文書読取装置コントローラが少なくとも1つの選択されたデータ記憶領域を含んでおり、画像データが文書読取装置から少なくとも1つの選択されたデータ記憶領域に転送され、また画像データが少なくとも1つの選択されたデータ記憶領域から各エージェントに対するデータ転送信号に従って各エージェントに転送される請求項4に記載のシステム。

【請求項6】

少なくとも1つのデータ記憶領域を少なくとも1人のユーザと関連づけるのに適した手段をさらに含む請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

少なくとも 1 つのデータ記憶領域について選択された情報に対して関連するユーザをプロンプトするのに適した手段と、ユーザをプロンプトした後ユーザに選択されたデータ記憶領域を指定し、関連するユーザ選択データにしたがって受信することに適した手段とをさらに含む請求項 6 に記載のシステム。

【請求項 8】

選択された情報がデータ記憶領域位置、データ記憶領域名、アクセス権、データ記憶領域に関連したユーザ名、およびユーザ名パスワードの少なくとも 1 つを含んでいる請求項 4 に記載のシステム。

【請求項 9】

各関連エージェントに画像データを転送する前に文書読取装置コントローラが画像データを選択されたフォーマットに変換するのに適した手段を含む請求項 2 に記載のシステム。

【請求項 10】

関連する文書読取装置から画像データを受信するステップと、個々の関連したエージェントに対して、個々のデータ転送信号は選択されたデータ転送フォーマットのデータ形式を含んでいてこの選択されたデータ転送フォーマットは個々のエージェントに対して同一となっている、関連データ転送信号を選択するステップと、各エージェントへのデータ転送選択信号に従って関連する文書読取装置から各関連エージェントに、データ転送システムを介して画像データが文書読取装置から個々のエージェントに連続して転送されるよう、画像を転送するステップとからなる文書読取装置から複数の関連エージェントに画像データを転送する方法。

【請求項 11】

各エージェントに画像データを転送するための順番が文書読取装置により決定される請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

各エージェントに画像データを転送するための順番がそれぞれの前のエージェントにより決定される請求項 10 に記載の方法。

【請求項 13】

文書読取装置コントローラに文書読取装置から画像データを転送するステップと、文書読取装置コントローラから個々の関連エージェントに画像データを転送するステップをさらに含む請求項 10 に記載の方法。

【請求項 14】

文書読取装置コントローラが少なくとも 1 つの選択されたデータ記憶領域を含んでおり、画像データが文書読取装置から少なくとも 1 つの選択されたデータ記憶領域に転送され、また、画像データが少なくとも 1 つの選択されたデータ記憶領域から各エージェントに対するデータ転送信号に従って各エージェントに転送される請求項 13 に記載の方法。

【請求項 15】

少なくとも 1 つのデータ記憶領域を少なくとも 1 人のユーザと関連づけるステップをさらに含む請求項 10 に記載の方法。

【請求項 16】

少なくとも 1 つのデータ記憶領域について選択された情報に対して関連するユーザをプロンプトするステップと、ユーザをプロンプトした後ユーザに選択されたデータ記憶領域を指定し関連するユーザ選択データにしたがって受信するステップとを更に含む請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】

選択された情報がデータ記憶領域位置、データ記憶領域名、アクセス権、データ記憶領域に関連したユーザ名、およびユーザ名パスワードの少なくとも 1 つを含んでいる請求項 16 に記載の方法。

【請求項 18】

各関連するエージェントに画像データを転送する前に文書読取装置コントローラにより

画像データを選択されたフォーマットに変換するステップをさらに含む請求項1-3に記載の方法。